

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成28年4月27日(水) 14時00分～15時45分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議 長 (会 長) の 氏 名	吉田 勝己
出 席 委 員 (者) 氏 名	川崎 孝 ・ 菊地 正春 ・ 新井 鉄夫 高橋 義昭 ・ 森田 厚美 ・ 湯本 昇 吉田 勝己
欠 席 委 員 (者) 氏 名	勝浦 信幸
事 務 局 職 員 の 職 ・ 氏 名	事務局長 加藤 裕之 次長兼副参与 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳 課 長 中田 真一 課 長 菊地 征一 課 長 飯田 清貴 副 課 長 岸 俊之 課長補佐 戸口 義也 主 査 牛久保武志
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 戸口課長補佐 2 挨拶 吉田会長、石川管理者 3 職員自己紹介 4 諮問書の交付 5 審議事項 （1）下水道使用料に関すること （2）その他 6 閉会 戸口課長補佐
配 付 資 料	事前配付 ・下水道事業運営審議会資料（第1回） 当日配付 ・次第 ・諮問書（写） ・埼玉県内の主な料金体系（イメージ） ・水量区分別の決算推移

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p><開会・挨拶></p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>はじめにご報告させていただきます。</p> <p>本日、勝浦委員さんにおかれましては、所用により欠席される旨のご連絡があり、皆様によりしくお伝えしてほしいとのことでございますので、御了承いただきたいと思います。</p> <p>よって、本日は委員8名のうち7名の御出席をいただき過半数に達しておりますことから、ここに、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことをあわせて御報告いたします。</p> <p>また、当組合におきまして平成28年4月1日付職員の人事異動がありましたので、職員の自己紹介をさせていただきますと存じます。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
事 務 局	<p>それでは、ただいまから、平成28年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>石川管理者から御挨拶を申し上げます。</p> <p>(管理者挨拶)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで管理者より諮問書の交付がございます。</p> <p>なお、諮問書の受理につきましては吉田会長をお願いいたします。</p>
管 理 者	<p>よろしくをお願いいたします。(管理者から会長へ諮問書交付)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。管理者におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>(管理者退席)</p>
事 務 局	<p>それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願 いします。審議事項の前に、本審議会での会議及び会議録につしま しては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則 第6条にて公開が原則となっております。</p> <p>最初に、傍聴人の関係であります、本日の会議における傍聴 希望者はおりませんので御報告いたします。</p> <p>なお、会議録の署名につきましては、同規則第5条に会長の指 名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されてお りますので、私から指名させていただきたいと思ひます。</p> <p>会議録署名委員に川崎委員さんと菊地委員さんをお願いしたい と思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>(川崎委員、菊地委員了承の意)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>はじめに、審議事項(1)の「下水道使用料に関すること。」を 議題といたします。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> <p><審議事項(1)></p>
<p>事 務 局</p>	<p>(下水道事業運営審議会資料に基づいて説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>御質問・御意見を伺いたしたいと思います。</p> <p>委員の皆さん何かございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>いくつか質問いたします。</p> <p>資料3ページの人口減少と処理施設能力の関係でございます。</p> <p>先般、北坂戸並びに石井水処理センターを見学させていただきました ましたが、今後の人口減少と処理能力の関係から、処理場について も見直しが必要になると思われませんが、それについてはどうお考 えでしょうか。それと同時に、処理場に関しては、今、下水道事 業団が管理しているようですが、事業団のパンフレットでは建設 のコスト削減についてプレキャスト方式等を使って経費削減して いるようです。それを踏まえて、処理施設能力と人口問題を併せ てお聞きしたい。</p> <p>それと8ページの基本使用料について、現在月に10 m³が基本水 量となっており、この基本水量について見直す検討を行うとのこ とですが、前回の資料の中で、一人当たり年間有収水量とします と、平成26年度は109 m³ということで、平均すれば月に9 m³ くらいが一人あたりの有収水量になりますが、こういったものを見 ると基本水量を8 m³とか5 m³とした場合の体系として比較検討し ている資料があれば出していただきたい。</p> <p>また、少量排水者の分布資料があればお示し願ひたい。極端に 少ない量の使用人が多いのか、あるいは5 m³くらいが多いのか、 こういった分布があればお示し願ひたい。</p> <p>それと資料10ページの資本費についてのとらえ方ですが、見 ただけでは分かりにくいので、例えば平成26年度の内訳をお示 し願ひればと思ひます。特に、この間の借換債で相当高い金利か</p>

議 長	<p>ら低い金利になった、そういう意味では市民の皆さんもどれだけの効果が料金の中に反映されているのかどうかも含めて気になるところだと思いますので、それについても伺いたいと思います。</p>
事 務 局	<p>事務局から答弁。</p> <p>質問にお答えいたします。</p> <p>資料の3ページに記載してありますように、当組合におきましても行政人口の減少等を見込み、将来の汚水量を想定しております。</p> <p>これに伴い、処理施設能力を設定した計画としておりますので、建設投資も抑制されております。</p> <p>具体的に申し上げますと、平成12年度全体計画では平成36年度の日最大汚水量は97,460 m³/日でしたが、平成23年度全体計画では平成36年度の日最大汚水量は73,960 m³/日に見直されております。このように、処理施設では人口減少を見越しての汚水量を想定した施設を検討しております。</p> <p>また、下水道事業団委託している処理場の増設ですが、協議を重ねたうえ現時点での一番安い方式を採用し、建設コストを抑える方針に基づいて実施をしているところでございます。</p>
事 務 局	<p>続きまして、基本使用料についてお答えいたします。</p> <p>まず、全体がわかるものとして、水量区分ごとの資料を作成しましたので配付いたします。(追加資料配付)</p> <p>配付させていただいた資料については平成24年度～26年度までの水量区分別の決算推移として、調定件数、有収水量、調定金額を水量区分別に計上した資料になります。なお、当組合は使用料を1使用月で算出し2使用月まとめて調定し請求しておりますので、集計上2使用月分における水量区分として資料を作成させていただいております。したがって、当組合の基本水量10 m³/月までに該当するお客様については当該資料の水量区分0～20 m³の区分に該当いたします。平成26年度決算としましては、基本料金の調定件数は126,040件で全体の38.48%、有収水量は1,293,343 m³で全体の10.98%、調定金額は208,449,986円で全体の13.3%となっております。これが全体の分布でございます。</p> <p>2ヶ月0～20 m³の基本料金分の概数、人数割りですが、まず0 m³の調定件数は全体の2%程度で約7,500件でございます。2ヶ月20 m³までの調定件数を100%とした場合、0～10 m³が約5割、残りの11～20 m³が約5割の件数で分布されています。また、0 m³～20 m³の区分における1 m³ごとの調定件数の分布につきましては、1 m³ごとに同じような割合で分布されております。</p>
事 務 局	<p>続きまして、資料10ページの資本費の内訳についてでございます。資本費につきましては公共下水道の汚水に係る組合債の元利償還金から、公費負担対象の元利償還金を除いた額の7割を使用料対象経費として計上しております。</p> <p>平成26年度決算831百万円の元利内訳としましては、元金559百万円、利子272百万円となっております。</p> <p>また、参考までに平成27年度最終予算845百万円の内訳といたしまして元利内訳は、元金589百万円、利子256百万円となっ</p>

	<p>ております。</p> <p>また、借換債についてのご質問でございますが、過去において公的資金保障金免除繰上償還制度を利用しまして、過去の高い利率の借入金を低利のものに借換えたことによりまして、組合債利息を約 150 百万円削減した経緯がございます。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>基本使用料の件について、もう少しお聞きしたいのですが。</p> <p>そうすると、例えば平成 26 年度決算の調定件数の割合として、0～10 m³、11～20 m³で約半数の件数で分布されているという考え方でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。配付させていただきました資料のとおり、調定件数 0～20 m³の区分で 126,040 件という件数がございます。今、委員さんからご質問のとおり、0～10 m³までが約 5 割で 63,000 件程度。残りの 11～20 m³までも 63,000 件程度でありますので、調定件数として半数に分布されております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>質問の前提に先立ちまして、資料から今後の人口増は望めない、使用料収入確保も困難である、そういうことから使用料改定の検討についても理解させていただきました。</p> <p>一つは、行政に対して人口流入策の議論の進行を従来に増して提言が必要かと判断いたします。テレビでみなさんご存知のように、人口が増えたところが各市町村でも何件もありますので、そういう面では議論の進め方があるのではないかと。</p> <p>二つ目としましては、料金体系の提案事項として組合のほうから打ち出されていますが、その中で基本使用料に関して質問をさせていただきます。基本使用料に関しては、組合が考える望ましい料金体系とはどんなものなのか。資料の表でわかるのはと、少量使用者が非常にウェイトを占めているのではないかと。そういう意味から言ったら、今の基本使用料プラス累進性、少量使用者のウェイトに対してその区分を新たに追加していくのか、あるいは基本額を決めて分割するのか、こういう問題に対して少量排水者と大口排水者を含めた組合の考える料金体系について教えていただきたい。</p> <p>もう一つ、組合で情報収集をお願いしたいのですが、使用料金が低いところ、川越市、東松山市、高いところ、日高市、この料金体系が本組合と類似しているのかしてないのか、あるいは体系プラス収益関係がバックアップして使用料が低いのか、この辺がございましたので情報収集をしていただきたい。以上です。</p>
<p>議事長 事務局</p>	<p>事務局から答弁。</p> <p>お答えいたします。基本使用料など、料金体系はどういうことかということですが、わかりやすく体系のイメージ資料を作成いたしましたので配付いたします。(追加資料配付)</p> <p>配付させていただきました資料につきましては、平成 27 年 1 月 2 日付け、埼玉県内における主な使用料体系の種類をイメー</p>

	<p>ジできる資料として作成いたしました。埼玉県内の料金体系ですが、全てにおきまして基本料金と使用水量によって変動する従量料金、この二部から構成される料金制度を採用しております。さらに、水量の増加に応じて段階的に使用料単価が高くなる料金体系の累進制も併せて採用している状況です。この基本料金と従量料金の二部料金制ですが、基本料金に基本使用料金を設定している場合の体系が資料上段、下段につきまして基本料金は設定しておりますが、基本水量を設定せずに使った時点で基本料金が発生し、使い始めた 1 m³から従量として使用料が増えていくといった 2つのパターンに分かれております。また、使用料の高い安いに関係なく県内すべての団体にこの体系が採用されているところがございます。しかし近年の料金改定で、少量排水者の対応として下段を採用し始めている傾向も確認されています。なお、下段の状況は 55 団体中 4 団体と低いところですが、川越市は 200 円、深谷市については 1,600 円、この辺はいろいろ考えがあつてのことだと思いますが、体系と料金の設定となかなか難しいところだと思います。説明は以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>ではそうすると、今後の料金体系とは流動的に考えてもいいと。料金改定の時に合わせるのか、料金改定をしなくても体系の変更を考えているのか、この辺のタイミングはどうなのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。料金体系につきましては、料金改定の時に体系も含めて検討するということですので、体系の改定は料金改定につながります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>質問させていただきます。 資料 6 ページのなかで、料金改定は一般的に 3 ～ 5 年程度が適当とされていますと書いてありますが、11 ページで使用料単価として 144.9 円に改定をお願いしたいと聞こえたのですがそれでよろしいでしょうか。そうすると前回の審議会の資料で、総務省で指導している使用料単価は 150 円で適正化を図っていくべきということですが、144.9 円ですとあと 5 円くらいですけども、3 年～ 5 年ごとに改定していくということだと、ここで 10 円上げてしまってあとは少しずつ見直していくのか。また、総務省の 150 円というのはその時の社会情勢によって変わっていくのか。あと 5 年くらいたったら 160 円とかに変わるのか。 もう 1 点、大口利用者とはどういうところが大口利用者なのか。これは例えば企業ということでのとらえかたでよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。 1 点目の 150 円の考え方ですが、平成 18 年度頃に出ている考え方になるかと思えます。ここで、下水道協会や国交省の方で、使用料のあり方についてという検討が始まりました。ただ、今回の組合の使用料の検討には、その考え方がまだ出ておりませんので、従来の考え方に基づいて今はやらせていただいております。この 150 円というのは 1 ヶ月 20 m³と使用した場合の使用料は</p>

	<p>3,000 円が適当であるという考え方を、1 m³に置き換えると 150 円ということになります。今のところそれが、当組合の目標となるのかと。今後も下水道協会等で議論を進めておりますので、そこでどのような提言が出てくるかはわかりませんが、今の段階では組合では 150 円を基本にしております。また、11 ページの表につきましては、金額だけで追わせていただいているので、150 円に近いのが充当率 85%の 144.9 円というところなので、これを 4 年間の算定期間の中で、100%だと単価的にどうなるかというのも今後の審議会の方で資料を提示させていただければと思います。あくまでもこの資料は金額ベースで追ったもので、150 円に近いもので金額で追うと 85%に近いというのが先ほどの資料の説明ということで御理解いただきたいと思います。1 点目は以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2 点目の、大口利用者とはどういうところが大口利用者なのかということですが、特に企業ということ前提にしているわけではありませんが、企業が多い状況となっております。各自治体でも、2 ヶ月で水量 1,000 m³以上を大口としてとらえているところが多いのは確認しております。配布させていただきました当組合の水量区分の資料によりますと、1,001 m³~5,000 m³が調定件数で 404 件、5,001 m³~10,000 m³が 18 件、10,001 m³以上が 12 件、計 434 件が大口とされる件数で、この件数につきましては全体の約 0.1%の件数となっております。しかしながら、調定金額としましては、1,000 m³以上で約 273 百万円であり、使用料全体の約 17.5%を占めています。大口利用者の負担についても今後審議会の中で検討していただければと思います。以上でございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>今の大口の関係ですが、大口利用者が企業であるならば、公共下水道というとらえ方をした場合、大口で会社の利益を得るために水を多く使うというのであれば、一般の市民の利用者よりも高くても当然よいのではないかと私は思います。そこから利益を生むために使用するわけですから、一般市民が生活をするための利用ですので、差をつけていいのではないかと思います。</p> <p>1 点目についてですが、組合としては現在 150 円ということで、協会等でも協議をしている段階なのでまだどうなるかわからないとのことですが、その他に使用料については、受益者負担だから使用者が全額を負担するというのとどっちを優先するのか。今現在の総務省指導の 150 円を上限として将来的な使用料を考えているのか、あるいは受益者負担だから使用者がすべて賄うという考えなのかお聞きしたい。</p> <p>それと、12 ページに本組合は県内で高い方から 21 番目とあります。これは、単独で行っているところは少ないですが、流域関連となるとかなり低くても、あるいは H27 年度に改定をしても本組合よりも低く抑えられている。これを見ると、流域関連のほうが安くやっつけられるということなのか。そういうことではなく、単独のほうが安くできるのか、また、どちらでもないのか。その辺の差というのはどうなっているのかわかれば教えていただきたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>150 円についてですが、国からの指導としては単価が 150 円に満</p>

<p>事務局</p>	<p>たないところはとりあえず 150 円までは上げたほうがよいのではないかという指導でありますので、それ以上取ってはいけないという内容ではございません。組合としては、先般の審議会等でもお話しさせていただいたとおり、あくまで対象経費については 100%受益者負担の原則は維持したいと考えていますが、急な値上げではなく、段階を踏む一つの案として 150 円という目安を持つのもよいという考えではおります。以上です。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>2 点目の、流域関連は安いのかどうかについてですが、これは流域とか単独とかということではなく、経費回収率が低ければ一般市民からの税金が多く入っているということですので、先般の審議会でも提出させていただいた各自治体の経費回収率と見比べて判断したほうがよいと思いますので、御理解いただきたいと考えています。以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p> <p>質問いたします。</p> <p>11 ページの平成 29 年度～平成 32 年度の数字だけを見て計算しますと、経費回収率を 100%とした場合、私の計算ではだいたい使用単価は 173.8 円となるようですが、総務省のガイドラインでは 150 円となっています。今回、改定したとしてもまださらに 2.9 円ほど赤字で経営するということになるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えします。</p> <p>委員さんの計算による使用料単価については、確かに平成 29～平成 32 までの使用料対象経費、総額に対する充当率を 100%として計算しますと使用料単価はご指摘のありました通り 173.86 円となります。ただ、この資料の内容につきましては、10 ページの経費回収率の実績については単年度で算出しているため、その表と比較しやすいように 11 ページの表についても単純に平成 32 年単年度の目標充当率を乗じて算出した資料となっています。資料としては比較しやすいように作成したので御理解いただければと思います。</p> <p>また、173.8 円との差額が出るのご指摘ですが、173.8 円が一つの目安、最終目標となりますが、いかにそこまで上げるのがよいかどうか。上げることによって改定率が大きく跳ね上がり、急な負担を使用者の方におかけしてしまうということも考慮しまして、段階的に一つ目の段階で 150 円、次のステップで 173 円まで持っていくのが理想ということで御理解いただきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、この 4 年間で複数回の料金改定の可能性があるということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の 4 年間で、複数回の料金改定は考えていません。例えば今回は充当率 85%の約 150 円までは達成したいということで、ここまでもっていければ今より 10 ポイント増くらの改定になるかと思えます。</p>

議 長	よろしいでしょうか。他にありますか。
委 員	<p>直接使用料に係る内容ではありませんが、下水道事業の PR についてですが、とりわけ施設見学会等の開催が知っていただくためには大事だと思います。というのも、前回施設見学をさせていただいて、実際に説明を聞きながら改めて下水処理場があのような形で維持管理されているというのをつぶさに見させていただきました。それに伴い、将来の受益者あるいは納税者になるであろう児童生徒を含め、ここ数年の施設見学会がどのように行われているのかわかりましたら教えていただきたい。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。</p> <p>施設見学につきましては、国土交通省が定めた 9 月 10 日の「下水道の日」に施設を開放し、一般市民を対象に見学会を行っています。また、近隣の小学校 5 校や幼稚園等が授業教育の一環として施設見学を実施しております。(坂戸小、三芳野小、勝呂小、北坂戸小、千代田小)</p> <p>過去 3 カ年の実績といたしましては、平成 25 年度小学生 468 名、幼稚園児 102 名、一般 14 名、平成 26 年度小学生 423 名、幼稚園児 100 名、一般 8 名、平成 27 年度小学生 265 名、幼稚園児 99 名、一般 49 名が来場しております。さらに、当組合監査委員や近隣自治体の方々も施設見学に来所しております。以上でございます。</p>
委 員	<p>今の説明で、成人はともかく幼稚園それから小学校の施設見学が行われているようでよかったですと思っております。というのも、今までの説明ですと受益者負担の原則ということで、使用料は受益者が負担するというところで理解は致しました。しかし、中長期的に管路の整備や施設の維持管理をするということであると、相当多くの国費や起債が必要になると思います。10年20年先に使用するであろう人たちにも公平に負担してもらわなければならないという点からも、今の幼児あるいは児童生徒の段階でしっかりと PR して下水道事業を理解していただき、10年20年先に納税者となった時に滞納等することがないように、下水道は大事なんだということをよく知っていただくためにもさらに施設見学を充実させていただきたいと思っております。</p> <p>そこで要望ですが、ぜひ構成市の教育委員会と連携を密にさせていただいて、今同様あるいは今以上の施設見学会が継続実施できるよう対応していただきたいと思っております。以上要望です。</p>
委 員	<p>関連してよろしいでしょうか。</p> <p>前回施設見学をさせていただきまして、見学の最初にビデオを見させていただきました。ビデオの中で「下水とは」ということで、トイレの水、台所の水、風呂の水、それに加えて洗車の水を流している場面がでましたが、洗車をした水は下水にはいるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。</p> <p>洗車の水は汚水として扱い下水管に流して処理をしております。</p>

委員	道路に流れてしまった水もでしょうか。
事務局	基本的には使った水は道路に流さないと指導しておりますが、道路上で洗われたものは別としまして、洗車場やガソリンスタンドについては汚水として流れるよう当組合にて、検査をし確認しております。
委員	ビデオの中では、家庭にてホースで洗車をしていてその水が道路へ流れている様子が映っているが、「下水道とは」ということで洗車の水がトイレや台所や風呂の水と一緒に下水に流れているように私には見えませんでした。このビデオを施設見学にきた子供たちがみたら、あれもそうなんだと勘違いしてしまうと思うが、その辺はどうなのでしょう。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 色々な視点がございますので、そのビデオだけみると疑問に思うこともあるかもしれません。我々も、どういったPRやビデオがいいのか今後気を付けたいと考えております。
議長	新しいビデオはないのか。
事務局	ありません。正直ビデオ作製にも相当の費用がかかりますので当初のままの部分がありますし、委員さんがおっしゃられた部分は合流式にあたる部分があるのかもしれませんが。組合は分流式、雨水と汚水が別々に流れる方式ですので、御指摘のとおり本来は道路上に流してはいけない水です。今後は施設見学の中でそのような話ができればと考えています。
議長	よろしいでしょうか。他にありますか。
委員	お伺いしたいが、この審議会での意見の集約と議会との兼ね合いはどう考えたらいいか。
事務局	お答えさせていただきます。 審議会として意見をまとめさせていただき、それを議会に報告として出させていただきたいと思っております。今後はできれば9月議会あたりを目途に、議会全員協議会で答申いただいた内容について説明ができればと考えております。ただ、審議会での報告が100%議会で通るわけではございませんので、議会でも審議していただき最終的に決めさせていただければと思っております。
委員	議会でも審議はしているのですか。
事務局	料金改定については、審議会が終わった後、審議していただくこととなります。ただ必要に応じて中間報告等は行うかもしれません。
委員	それは逆じゃないかと思うのですが。議会もリーダーシップを持って審議を行う必要があるのではないのでしょうか。

事務局	審議会で審議をしていただき、併せて議会でも審議をしていただくという答弁を、議会でもさせていただいております。
議長	よろしいでしょうか。他にありますか。
委員	<p>意見的な話になりますが、以前も審議会の中で質疑させていただきましたが、例えば報奨金関係も条例があるからということではなく積極的に議会の中でも審議し、改善するべきところは改善していただきたい。単に審議会を作って料金改定だけしていこうということではなく、議員発の条例改正等もできるわけなので、議員さんもしっかりしていただきたい。</p> <p>もう1点、7ページにしても受益者負担の原則と同時に、料金が高ければ使用者が大変で低ければ低いほど良いと思いますが、財政的な面からみれば厳しい状況に置かれているのに、全体的な平均を大幅に下回った低い料金にしてしまうと、財政的に豊かだから料金を下げたのではないかということで、国からの補助金等を削減される可能性もあると思います。そういった面では、充当率100%まで段階的にもっていくという考えがあるようですが、最終的にはどの時点で100%にもっていくのか。その辺も今後の会議の場でも審議できればと思います。</p>
委員	7ページの官公署学校用の廃止についてもう少し具体的な資料をいただきたい。
議長	<p>それでは、7ページの官公署学校用の廃止については、次回に審議するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>他にありますか。</p>
委員	先ほど、議会との関係が出ていましたが、審議会というのは議会とは関係なく、諮問者が審議会の意見を聞いてそれをそのまま活用するというのではなく、諮問者が意見を聞いて自分の考えをまとめるための場なのではないのですか。例えば、ここで値上げ反対の意見が出たとしても、組合がどうしても値上げしないとダメなんだということであれば、それでもいいわけですよ。審議会の答申の内容を尊重するとかしないとかは諮問者が決めることであって、審議会の内容が議会と同じということにはならないと思いますが。
事務局	先ほどもありましたが、審議会の答申を議会に諮ったら違う部分がでたということも十分ありうることだと思います。
議長	<p>よろしいでしょうか。他に御意見・御質問はありませんか。</p> <p>それでは、貴重な御意見をいただき審議をしておりますが、時間の関係もありますので、今回諮問された事項については、引続き審議することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	なお、審議の中で委員さんより資料提出の依頼がありました件

議 長	<p>につきましては、次回の審議会に提出を求めます。</p> <p>次に、(2)「その他」を議題といたします。委員の皆さんから何かご質問等はございますか。</p> <p>(特になしの声)</p>
議 長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事 務 局	<p>次回第2回目の審議会の日程について確認したいと思います。</p>
議 長	<p>次回の日程調整は、事務局へ一任することよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>事務局で開催日の予定はありますか。</p>
事 務 局	<p>先日、本日欠席となられている勝浦委員さんへ、日程を確認したところ、お勤めになられている大学の関係で火曜日の日程でお願いしたいというご希望がありましたので、事務局案として5月31日(火)午後2時からの日程で調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、仮決めとして次回開催日は5月31日火曜日午後2時からといたします。なお、正式な開催通知を後日、事務局より送付してもらいたいと思います。</p> <p><閉会></p>
議 長	<p>それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御質問・御議論いただき、ありがとうございました。</p> <p>※会議後の調整の結果、次回審議会の日時は6月7日(火)午後2時からとなりました。</p>